

## 不法無線局とは

不法無線局は、消防・救急無線、鉄道無線、携帯電話などの重要な通信への妨害、合法無線局の通信への妨害、テレビ・ラジオの受信、電子機器への障害など、社会的に大きな影響を与える可能性があります。

### 1 アマチュア無線機器を使用する不法無線局

不法アマチュア無線は主に 145MHz 帯、430MHz 帯の周波数を使用する不法無線局です。

正規のアマチュア無線に混信妨害を与えるほか、アマチュア無線として使用できる周波数を逸脱して運用し、消防・救急無線、鉄道無線、警察無線などに妨害を与える場合があります。

### 2 不法市民ラジオ（不法CB無線）

不法市民ラジオは 27MHz 帯の周波数を使用する不法無線局です。

漁業無線などに混信妨害を与えるほか、空中線電力増幅器（ブースター）を使用した場合は、テレビ・ラジオの受信、電力系ブレーカー、電話機、コンピューターなどにも障害を与える場合があります。

### 3 パーソナル無線機器を使用する不法無線局

不法パーソナル無線は 900MHz 帯の周波数を使用する不法無線局です。

設備を電子的に改造したものが多く、携帯電話、防災行政無線、MCA無線などにも妨害を与える場合があります。

※ 今回摘発した事案は「1」に該当。

#### 電波法（抜粋）

（無線局の開設）

##### 第 4 条

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。  
（ただし書き以下略）

（罰則）

##### 第 110 条

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

一 第 4 条の規定による免許（中略）がないのに、無線局を開設したとき。  
（二号以下略）